

[事案 30-169] 契約解除取消等請求

・平成 31 年 4 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由として契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の無効および給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮内膜がんの傷病名で入院し、手術を受けて、がんの診断確定を受けたことから、平成 29 年 8 月に契約した終身保険の医療特約等にもとづき給付金・特定疾病保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の勧誘および申込みの際し、募集人に対して、3 回病歴を伝えている。苦情申出後の三者面談の際に、募集人は、申込時には自分が甲状腺や更年期で受診または投薬を受けていたことは聞いていたと認めている。
- (2) 募集人から告知書の書き方の説明を受けた時にも病歴を告げたところ、募集人は「何でもなかったんですね」と聞いてきた。「何でもなかったのなら、いいえで。」と言われたから、告知書の「いいえ」に丸をつけた。
- (3) 医師から出血については更年期の症状と言われた。女性ホルモンの薬を出したのは、医師が更年期の症状に間違いないと思っており、がんの可能性は全く感じていなかったからだと思う。なお、再診するようには言われていない。
- (4) 更年期の症状以外は何もなく、がんは保険を契約して一定期間が経ってから発生したと考えるのが妥当だと思う。因果関係が否定できないというだけで給付金等が支払われないのは強引である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が婦人科を受診したことを聞いていない。甲状腺についての受診も、募集人が受診の時期を聞いても、申立人は覚えていないと言って答えていただけず、検査をしたけれど何でもなかった、健康ですと言った。

また、募集人に対して健康状態に関することを伝えても告知をしたことにはならない。

- (2) 募集人は、告知時に申立人が主張するような案内はしていない。仮にそうしたことがあっても、今回の解除理由とは関係がない。
- (3) 申立人は、不正出血が長期間続いており、病院からは検査結果を聞きに再診するよう指示されていたところ、この症状とがんとの因果関係は否定できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申込時・告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時に募集人が申立人の主張するような不適切な案内をしていたとは認められず、保険会社において給付金等を支払うべき義務があるとは認められないものの、以下

の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 募集人は、少なくとも申立人が甲状腺で病院に通院したことを認識していたのであるから、より注意して、申立人が正しく告知するよう促すべきであった。